

第1章

子どもの成長と子育ての総合的な支援

10	教育・子育てに関する施策の方針と計画	70	14	教育の質の向上	80
11	子どもと子育て家庭の支援の充実	72	15	家庭や地域と連携した教育の推進	84
12	幼児教育・保育サービスの充実	75	16	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	88
13	子どもの居場所と成長環境の充実	78			



ねりっこひろばで過ごす子どもたち（北町西小ねりっこクラブ）

お友だちとお絵かきする様子

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●総合教育会議と練馬区教育・子育て大綱

1 練馬区教育・子育て大綱策定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、練馬区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、27年4月に「練馬区総合教育会議」を設置した。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を28年2月に策定した。

『ビジョン』を踏まえ、教育・子育て分野の施策の方向性等を体系的に取りまとめたものとなっている。

大綱の対象期間はおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行う。

大綱の策定にあたっては、区民意見反映制度による区民意見の反映に努めた。

2 各分野の目標と重点施策

子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき15の重点施策を定めた。

目標と取組は以下のとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成」

・取組の視点

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

・取組の視点

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 幼児教育・保育サービスの充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では、24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画期間は24年度から33年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行う。

今後、総合教育会議において策定された「練馬区教育・子育て大綱」に基づき本計画の基本的な視点と基本施策を見直し、個々の事業について充実を図っていく。

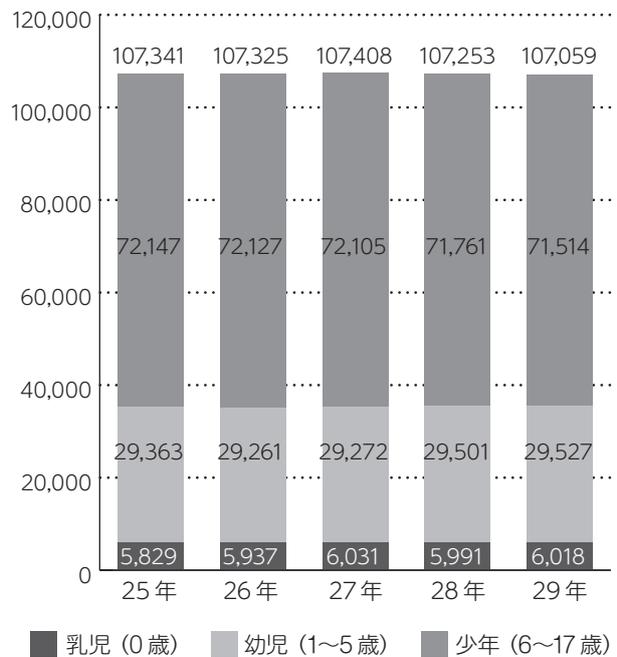
(3) 子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の背景

各年4月1日現在の区の児童数の推移は、下記のとおりである。

〔区の児童数〕 (単位：人)



区における児童数はほぼ横ばいで推移しているが、わが国では、出生率の低下などにより少子化が確実に進行している。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や負担感、孤立感を抱える

保護者は少なくない。近年では、保育所の待機児童が社会的な課題となっており、支援の質・量の両面の拡充が必要になっている。

こうした課題に対応していくため、国は子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を27年4月に本格施行した。

区では新制度の実施に合わせて、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画として位置付けている。

策定に当たっては、区民へのニーズ調査を実施するとともに、「練馬区子ども・子育て会議」での意見や区民意見反映制度による意見の反映に努めた。

2 計画の基本目標

『ビジョン』で示された区の基本的な施策の方向性を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます」という基本目標を設定した。

この基本目標を達成するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」の3つの取組の視点を定めるとともに、各視点に対応する分野にそれぞれ重点取組を定めた。この計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進する。